


## 第4章 日頃の備え

### 1 避難情報の種類

市は、災害時において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として状況に応じ、避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発表又は発令します。避難準備情報等の発表又は発令は、地域防災計画に基づき、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して行います。

緊急度	区 分	発令時の状況	住民に求める行動
低い 	避難準備情報 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害による人的被害の発生するおそれが高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。(家族や避難支援者は支援行動を開始する。)</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意、避難場所や避難経路の再確認などの準備を開始する。また、自らの判断で危険回避のための早めの避難行動を開始する。</li> </ul>
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害による人的被害の発生する蓋然性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</li> </ul>
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の前兆現象の発生や、明らかに危険が切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が極めて高いと判断される状況</li> <li>堤防の隣接地、土砂災害警戒区域等、地域の特性等を鑑み、人的被害の発生する危険性が高まっていると判断される状況</li> <li>現に人的被害が発生している状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発生を受けて避難中の住民は、避難行動を確実に完了させる。</li> <li>避難行動を開始していない対象地区住民は、直ちに避難行動に移る。</li> <li>安全な避難場所に移動するいとまがない（既に避難路が危険な状況である）場合は、自らのとっさの判断により生命を守るための最低限の行動を取る。（屋内退避、垂直避難など）</li> </ul>
高い			

## 2 情報伝達手段

市では、災害情報を的確に、かつ、迅速に市民等に伝達するために、情報通信機器等を整備するとともに、電話回線の途絶や停電などの事態を想定した情報伝達体制の整備に努め、情報提供を行うものとします。

情報伝達手段	情報の種別	
	音 声	文 字
防災行政無線	○	
消防団緊急伝達システム	○	
市広報車・消防団自動車	○	
市ホームページ		○
那須塩原市メール配信サービス (みるメール)		○
放送機関への要請による放送 (県締結の協定による)	○	○

避難行動要支援者への情報伝達については、上記に加え、避難支援等関係者に避難情報等を直接連絡し、多様な手段により伝達協力を仰ぐこととします。

避難行動要支援者は、避難に時間を要する可能性があることや視覚障害者・聴覚障害者に対応する通信手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要があります。

このため、避難支援等関係者が市からの避難準備情報等を入手した場合は、そのネットワークとノウハウを活用し、避難行動要支援者や避難支援者に対し迅速かつ確実に情報伝達できるよう体制を検討しておくものとします。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

## 3 防災意識の啓発

市は、ハザードマップの配付・ホームページ等による防災情報の提供・防災訓練などの普及啓発活動を行います。また、避難行動要支援者又はその家族等に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなどして防災に関する広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深めるよう努めます。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

## 4 避難支援体制の整備

### (1) 市における避難支援体制

市は避難行動要支援者の円滑な避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等を実施するとともに、庁内の連携を図るため、必要に応じ連絡調整会議を開催します。

また、災害時には、市災害対策本部を中心に、防災情報等に基づいて、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えます。

なお、避難準備情報等の発令時など、避難が必要な段階においては、避難行動要支援者名簿登録者が避難支援を受けられない場合や、避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、保健福祉部内に相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応します。

### (2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施します。

市、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等は、防災だけでなく、見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域に溶け込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。

### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に移動支援など、避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

## 5 福祉避難所の確保

福祉避難所とは、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を整備した避難所です。本市においては、指定避難所内に避難行動要支援者が介護や健康相談を受けることができるなど一定の配慮がされたエリアを確保して、地域福祉避難所としています。

また、健康相談等の保健・福祉サービスを提供できる拠点の施設として拠点福祉避難所を整備しています。拠点福祉避難所では、避難行動要支援者のニーズに応じた物資の提供、情報伝達方法の整備、相談窓口の設置、病院や社会福祉施設への移送の準備・支援などを行うほか、必要に応じて地域福祉避難所の支援を行います。

さらに、民間の社会福祉施設等で、災害時に民間福祉避難所として協力を得られる施設と協定書を締結し、福祉避難所として指定しています。

福祉避難所の分類

平成29年4月1日現在

	分類	特徴	現在数
福祉 避難所	地域 福祉避難所	指定避難所内で避難行動要支援者等が介護や、健康相談を受けられるなどの一定の配慮がされたエリアを確保し支援を行います。	15
	拠点 福祉避難所	避難行動要支援者のニーズに応じた物資の提供、情報伝達方法の整備、相談窓口の設置、病院や社会福祉施設への移送の準備・支援などを行うほか、必要に応じて地域福祉避難所の支援を行います。災害の必要に応じ開設される二次的避難所であり、当初から開設されることはありません。	3
	民間 福祉避難所	民間の社会福祉施設等のうち災害時に民間福祉避難所として受入れが可能な施設との協定に基づき指定する避難所です。	19